

高齢者等特殊詐欺電話対策装置貸与申請書

（宛先）太田市長

裏面の同意事項に記載されたことについて同意の上、装置の貸与及び設置に関し次のとおり申請します。

（使用する者） 申請者	住 所			
	（フリガナ） 氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 生	年齢	歳
	世帯状況	高齢者のみの世帯 ・ 日中高齢者のみとなる世帯		
	装置を設置する 電話機の電話番号	()		
	確認事項	緊急通報装置の設置はありますか。 はい ・ いいえ		
		回転ダイヤル式（黒電話）ですか。 はい ・ いいえ		
	設置方法	申請者が設置 ・ 市が設置		

（窓口に来た者） 申請代行者	申請者以外の方が申請書を提出する場合にご記入ください。			
	氏 名		申請者との関係	
	住 所			
	連 絡 先			

申請内容の確認や設置日時の連絡をするため、下記にもご記入ください。

申請内容等の確認連絡先	申請者 ・ 申請代行者
日中連絡が取れる電話番号	

【市記入欄】

No.	申請	審査		管理表入力	
		決定・却下			
	・ ・ ・	・ ・ ・		・ ・ ・	

(裏)

同意事項

1. 装置の貸与を受けることができる対象者であるかどうかの確認のため、市職員が住民基本台帳の閲覧を行うことに同意します。また、この申請をもって、装置の貸与を確約するものではありません。
2. 市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が指定した事業者が申請者宅を訪問し、装置の設置や撤去を行うため、市職員が申請者の氏名、住所等の個人情報を市が指定した事業者へ提供することに同意します。
3. 電気料金、電話料金及び修繕・交換費用（保証期間内を除く。）は、自己負担となります。
4. 電話回線や電話機の種類により、別途費用が発生する場合や、設置できない場合があります（緊急通報装置を設置している場合は、設置できません。）。
5. 装置の設置や撤去に際して別途費用が発生する場合は、申請者の自己負担となるため、当日の設置、撤去は原則行いません。別途費用については、市が指定した事業者が対応可能であれば、その額などの説明をします。また、申請者の自己負担により、他の事業者に設置、撤去を依頼することもできます。
6. 貸与された装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し又は担保に供することはできません。
7. 住民異動、世帯員の変更、装置の紛失等があった場合は、届け出てください。
8. 装置を利用する必要がなくなった場合は、速やかに返却してください。
9. 録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
10. 装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力します。